



Title	アシッド・バイオレンスを生み出すメカニズム：「ジェンダー」と「外見の損壊」という2側面から
Author(s)	近藤, 凜太郎
Citation	平成27年度学部学生による自主研究奨励事業研究成果報告書. 2016
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/54677
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

平成 27 年度学部学生による自主研究奨励事業研究成果報告書

ふりがな 氏名	こんどう りんたろう 近藤 凜太朗	学部 学科	人間科学部	学年	3 年
ふりがな 共 同 研究者名		学部 学科		学年	年
アドバイザー教員 氏名	木村 涼子	所属	人間科学研究科		
研究課題名	アシッド・バイオレンスを生み出すメカニズム —「ジェンダー」と「外見の損壊」という 2 側面から—				
研究成果の概要	研究目的、研究計画、研究方法、研究経過、研究成果等について記述すること。必要に応じて用紙を追加してもよい。				

1. 研究目的

1979 年に採択された女性差別撤廃条約 (the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination Against Women, CEDAW) は画期的な条約であったが、一つの難点は「女性に対する暴力」が条文に明確に規定されていないことであり、条約採択の時期には国際社会は未だ深刻な女性に対する暴力を真正面から検討していなかったことが分かる(山下 2010:9)。しかしその後時を経ずして、女性に対する暴力撤廃へ向けた動きが本格化していく (戒能 2010:53)。なかでも、1993 年の「女性に対する暴力撤廃宣言 (the UN Declaration on the Elimination of Violence Against Women)」は世界人権宣言や国際人権規約上の条項を具体的に示し、女性に対する暴力がこれらが規定する諸権利に違反することを明確に示した点で、大いに注目に値する (米田 1994:121)。このように「女性に対する暴力」への注目度が国際社会で高まってくる中、一方ではそれがどのように個別具体的な文脈において、それぞれの国や地域の運動実践に影響を与えてきたのかを丹念に把握していくことは、人権概念を単に観念的なものとして一人歩きさせないために不可欠な作業といえるだろう。本研究は、以上のような「女性に対する暴力」を女性の人権の侵害として規定する 1980 年代後半から 1990 年代までの国際的な努力の成果をふまえた上で、それと時期を同じくして勢いを増してきた、バングラデシュのアシッド・バイオレンス根絶運動をめぐるポリティクスを批判的に検証するものである。

ここで、アシッド・バイオレンスに関する基礎的な情報を整理しておきたい。アシッド・バイオレンス (acid violence) とは、意図的に酸性物質を人の顔や身体に投げつける、スプレーする、あるいはそそぐことによって、回復不能なまでに外見を損壊させたり、著しい身体的・精神的苦痛を与える暴力のことをいう (Kalantry & Kestenbaum 2011:9)。多くの国で発生が報告されているものの、バングラデシュ、パキスタン、インド、カンボジア、ネパールなど、南アジアや東南アジア諸国での発生率が高いことが知られている。現地のメディアでは繰

り返し報道されており、国際社会でも注目されている一方で、日本国内での認知度は低く、アシッド・バイオレンスを主題にした日本語の論文は管見の限り皆無である。

1999年から2013年までの間にアシッド・バイオレンスの被害にあった人の多くが女性であり（女性と男性の比率は、69%:31%）（Acid Survivors Foundation 2013:12）、暴力発生に至った経緯としては、土地・財産・金銭関係のトラブル、交際・結婚・性交渉の拒否、家族関係のトラブル、夫婦間のトラブル、ダウリー（持参金）の支払いに関するトラブルなどがある（Acid Survivors Foundation 2013:9）。この暴力が1980年代から特に90年代になって急増してきた背景には、縫製産業の勃興やマイクロクレジットの浸透に代表される、主に女性を対象とした開発（development）の進展と、それに伴う家族関係の変容がある。さらには、工業化の進展に伴って、人びとが硫酸や塩酸などの酸性物質を簡単に安く手に入れられるようになったという事情も深く関わっている。すなわち、アシッド・バイオレンスはグローバルに展開する資本主義の浸透プロセスに密接に関連する、すぐれて現代的かつ複雑で流動的なダイナミズムのなかで把握すべき事象なのである。したがって、イスラム教やヒンドゥー教などの宗教的教義や、その地域の家父長的な「文化」の「残存」のみを原因として想定した上で、単線的に因果関係を規定するような言説には信憑性がない。

本稿でバングラデシュに注目する理由は、他国に先駆けてアシッド・バイオレンスを他の形態の暴力とは独立した固有の犯罪とみなして刑罰を規定する（Acid Crime Control Act）とともに、その原因となる酸の流通をライセンス制度によって規制する法律（Acid Control Act）を2002年に制定しているからである。その結果、バングラデシュでは、1984年の刑法改訂では一向に減らず、むしろそれ以降急増していったアシッド・バイオレンスが、2002年からは順調に減少する傾向にある（Kalantry & Kestenbaum 2011:23）。重要なことは、これが初めから国家主導で実現したわけではなく、その背景にはAcid Survivors Foundation (ASF)をはじめとする現地の運動団体による強力なアドボカシー活動があったのだということである。ASFは、1999年5月の設立以来、政府に対して法律制定を求める運動だけでなく、アシッド・バイオレンスのサバイバーに対する包括的な支援活動を行う先駆的な機関として他国の実践のモデルとなっている。特に、UNICEF や Canadian International Development Agency (CIDA)などドナー機関からの援助を受けつつ、高度な医療技術を無償で提供する ASF の実践はサバイバーにとって不可欠のものといえる（Haque 2007:121）。

しかし、こうした「模範的」組織としての ASF の実践も、そこに至るまでの歴史的経緯を踏まえると、決して完璧なものではなく、むしろ多くの課題をかかえたものであることがあきらかになる。当然のことながら、ASFは何の前触れもなく突如として出現したわけではなく、設立に至るまでには現地の女性運動団体による粘り強いキャンペーンの展開があった。すなわち ASF は、当初現地の多様な団体がそれぞれ独自の理念とメソッドのもとに進めてきた運動が、UNICEF や CIDA など大きな国際機関の資金提供を受けることで「制度化（institutionalization）」された形態とみなすことができるのである。それでは、このように運動のアクターがグローバルに拡大した結果、どのような運動実践の質的転換が起こったのだろうか。そして、他国の実践のモデルとなるほど高い評価が与えられている一方で、その背後にある重要な課題とはどのようなものだろうか。

2. 研究計画

今回の自主研究では、特に日本における先行研究の少なさや報告書提出までの時間が短いこ

とを考慮した結果、直接現地に渡航して調査することは出来なかった。そこで5月当初、この暴力には「ジェンダーにもとづく暴力」と「外見の損壊させる暴力」の2つの側面があると考え、文献調査によってそれぞれの領域で得た知見を組み合わせる計画であった。

3. 研究方法

「ジェンダーにもとづく暴力」の側面を深めるため、バングラデシュ政府が CEDAW に提出したレポートの内容と、現地の NGO が作成したオルタナティブ・レポートの内容を時系列に分析し、暴力の社会的経済的背景を明らかにすることを考えていた。また、「外見を損壊させる暴力」の側面に関しては、人類学関係の書籍にあたることを漠然と考えていた。

4. 研究経過

5月の時点では、アシッド・バイオレンスという特殊な形態の暴力が限定された地域で繰り返しきつてくるのは、その背景に何らかの宗教的教義に裏打ちされた「文化」があるからに違いない、という想定のもと、暴力発生の「メカニズム」(=因果関係)を明らかにすることを目指していた。しかし、研究がスタートして文献を読み進めるにつれ、そもそもアシッド・バイオレンスという事象自体 1980 年代に報告され始めたものであり、急増に伴いイシューとして持ち上がったのは 1990 年代になってからだという基礎的事実を知った。加えてバングラデシュでは、近年の急速な工業化と開発プロセスの進展に伴って家族関係やジェンダー・リレーションが時々刻々流動的に変化しており、暴力の様相についても、均質で固定的な「宗教」や「文化」などをその根源に求めたのでは到底現実に根差した研究にはなりえないばかりか、逆にみずからが偏見を生み出す結果になりかねないことに気づいた。このような視点の転換を経た結果、現地の女性運動組織による国境を越えたネットワークの形成と運動の「制度化」をめぐるポリティクスのなかで、「アシッド・バイオレンス」という一つの現象が社会的に構築されたものとして立ち上がるプロセスこそむしろ第一に注目すべきなのだと結論付けるに至った。

9月に東京への調査旅行を行い、バングラデシュで長年支援活動を展開している NGO のスタッフの方、またバングラデシュの近年の工業化の様相についてジェンダーの視点から分析する研究を続けている、茨城大学の長田華子先生に現地の事情に関して詳しく話を伺う中で、いくつもの重要な視点を得ることができた。それらの情報を全てここに記すことは出来ないが、お二人ともに共通する話題のなかで本研究に重大な示唆を与えてくれたのは、「先進国」／「途上国」という権力構造がどのような基盤の上に成り立っているかということである。この構造は観念的なレベルにのみ存するのではなく、「先進国＝資金を出す／途上国＝資金を受け取る」という極めて物質的な基盤をそなえて成立する。つまり、ドナーからの資金提供がなければそもそも「途上国」の団体は活動がままならない上に、資金を継続して得るためにドナーの目を常に気にしなければならない状況がある。本研究では、もともと現地の女性運動中心で展開していたアシッド・バイオレンス根絶運動が、権威のある国際機関の資金援助を受けて「制度化」される場面で生じる矛盾や葛藤を論じる際に大きなヒントを与えてくれる形となった。

5. 研究成果

Anwary (2003)によれば、アシッド・バイオレンスは 1980 年代初頭以来再興の時期にあつたバングラデシュの女性運動にとって取り組むべき課題の中心に位置していた。初期のアシッド・バイオレンス根絶運動は Naripokkho をはじめとするバングラデシュ国内の女性組織に端を発するものであり、その運動実践はサバイバー自身による運動への積極的参加を促すこと

で、サバイバー個人の経験と女性が直面する差別経験全体をグローバルな次元で結び付けようとするところに特徴があった (Anwary 2003:308-309)。特に Naripokkho は、高度な医療技術の提供と、捜査と訴追の手続きを強化するよう政府への圧力を高める必要性から、UNICEF とのネットワークの形成に尽力した。

しかし、UNICEF や CIDA といった西洋のドナーからの資金提供によって ASF が設立され運動がいよいよ「制度化」されると、ドナー先導の (donor-driven) の介入の勢力が Naripokkho をはじめとする現地の女性団体の運動理念をしのぐようになり、既存の不平等に満ちた社会構造を再生産しかねないような実践も行われるようになる。一例として、運動のなかで使われたポスターでは、実際には男性のサバイバーも一定数いるにも関わらず、サバイバーとして表象されるのは「犠牲者化 (victimization)」された女性だけであり、運動家として表象されるのは圧倒的に男性が多い等の不均衡が存在する (Rhaman 2010)。その理由を ASF 職員へのインタビュー調査によって探った結果、「ドナーからの資金援助を受けやすくするため」という答えだったという。また、「男性のサバイバーの写真では今と同じだけの資金は確保できない」と述べた職員もいた。つまり、女性の身体をジェンダー・アイデンティティの強化を通じて「商品化」することで資金を調達しなければならない状況があるということである (Rhaman 2010:43-44)。このように、「制度化」された運動実践に付随する負の側面が生じる背景には、まずもって ASF がドナーからの資金提供を必要とする組織だという事情がある。継続的に資金を得るために、潜在的なドナーの感情に訴えかけるため、とりわけ女性の身体（それも「損壊された身体」）を「犠牲者化」／「商品化」することが要請されるのである。

ASF による運動の最大の成果は、2002 年の法律制定にこぎつけたことである。特に Acid Crime Control Act は 1990 年代のアシッド・バイオレンス急増を受けてかなりの厳罰となつており、Hasan (2012)によれば、もし、被害にあった人が亡くなったり、視力と聴力のどちらかあるいは両方を、部分的にもしくは完全に失ったり、顔・胸部・生殖器の損壊や変形 (disfigurement or deformation) に苦しむことになったりした場合には、死刑もしくは終身刑が課されることになる (Hasan 2012:48)。しかしこうした厳罰を規定しておきながら、一方で政府が根本的なジェンダー・リレイションの変革を志向する姿勢を示せていないことは、CEDAW の留保状況とレポート審議のプロセスを見れば明らかである。バングラデシュが 1984 年に CEDAW を批准した際、2 条（締約国の差別撤廃義務）、13 条（家族給付についての権利）、16 条 1 項 (c)（婚姻における同一の権利）と (f)（子の後見および養子縁組にかかる同一の権利）の 4 条項を留保していた。その後 13 条と 16 条 1 項 (f) の留保を撤回するも、残りの 2 条項は現在まで留保が続いている。毎回のレポート審議で CEDAW 委員会から懸念が表明されている（国際女性の地位協会 1993:35, 国際女性の地位協会 1997:55, 国際女性の地位協会 2005:31）。またバングラデシュ国内からも、CEDAW 委員会に向けたオルタナティブ・レポートという形で政府による CEDAW の留保を強く批判する声が上がっている (Ain o Salish Kendra (ASK), Bangladesh Mohila Parishad, Steps towards Development 2004:19)。

1993 年の「女性に対する暴力撤廃宣言」は、1979 年の CEDAW 採択の際には大きく踏み込むことのできなかった私的領域における暴力の問題を明確に人権の侵害として規定するとともに、働きかけるべきイシューとして可視化した点で画期的であった。しかし、そうした理念が地域ごとの実践に適用された際、バングラデシュのアシッド・バイオレンス根絶運動の歴史から見えてくることは、「外見の損壊」を伴う「センセーショナルな」暴力であるがゆえに、

それがもたらす身体のリアリティのもとに複雑な社会的・経済的文脈が捨象され、「女性に対する暴力」と闘う運動がジェンダーにもとづく抑圧の政治的分析と結びつくことなく単なる厳罰化の方向へ向かってしまう危険性があるということである。したがって、暴力と闘う運動をトランスナショナルに組織する際にも、暴力を犯罪化して件数をゼロにするという目先の目標のみにとらわれることなく、その文脈を動態的な社会構造と結び付けて粘り強く把握していく視点を失ってはならないのである。

<参考文献>

- 戒能民江 (2010) 「私的領域における性差別撤廃の現状と課題—家族および『女性に対する暴力』を中心に」 国際女性の地位協会編『コンメンタール女性差別撤廃条約』 尚学社 47-59
- 山下泰子 (2010) 「女性差別撤廃条約の国際人権法としての意義」 国際女性の地位協会編『コンメンタール女性差別撤廃条約』 尚学社 3-18
- 米田真澄 (1994) 「女性に対する暴力撤廃宣言の採択と意義」『女性学年報』 15, 118-127
- 国際女性の地位協会 (1993) 「CEDAW 第12回期における各国レポート（11か国）審議概要」 国際女性の地位協会編『国際女性』 7、 26-49
- 国際女性の地位協会 (1997) 「CEDAW 第17会期および第18回期における各国レポート審議概要」 国際女性の地位協会編『国際女性』 12、 36-77
- 国際女性の地位協会 (2005) 「CEDAW 第31回期および第32回期における各国レポート審議概要」 国際女性の地位協会編『国際女性』 19、 23-52
- Acid Survivors Foundation (2013) *Annual Report*. Dhaka: ASF
- Ain O Salish Kendra (ASK), Bangladesh Mahila Parishad and Steps Towards Development (2004) "Summary of CEDAW shadow report to supplement the fifth periodic report of the Government of Bangladesh: to the UN Committee on the Elimination of Discrimination Against Women" Ain O Salish Kendra (ASK), Bangladesh Mahila Parishad and Steps Towards Development
- Anwary, A. (2003). "Acid violence and medical care in Bangladesh: Women's Activism as Carework." *Gender & Society*, 17(2), 305-313.
- Haque, M. M. (2007). "An Exemplary Mission: How Acid Survivors Foundation Provides Acid Survivors' Health Facilities," *Journal of Public Health*, 5(1), 119-127.
- Hasan, A. (2012). "Acid Victims and the Problems of Implementing Acid Attack Related Laws in Bangladesh." *The Journal of the Institute of Bangladesh Studies*, 35, 41-50
- Kalantry, S., & Kestenbaum, J. G. (2011). *Combating acid violence in Bangladesh, India, and Cambodia* (Paper 1). Ithaca, NY: Avon Global Center for Women and Justice and Dorothea S. Clarke Program in Feminist Jurisprudence.
- Rhaman, M. (2010). "Body of the other: Constructing gender identity in anti-acid violence campaign materials in Bangladesh." *The Poster*, 1(1), 31-60.